

狭域候補地の選定（2次選定及び推薦地の適否検討）

狭域候補地の選定（2次選定）では、1次選定で絞り込まれた土地について、より狭域的視点から建設用地に適さない除外地域を設定した狭域ネガティブマップ（立地回避地図）及び社会基盤整備状況等を考慮した狭域ポジティブマップ（立地適地地図）の重ね合わせに基づき、候補地域を整理する。また、行政区からの推薦された建設候補地域について、文献資料調査結果に基づき、法的及び物理的に建設が困難な地域を除外し、建設候補地を抽出する。

第1節 2次選定手順

2次選定では、1次選定により抽出された10メッシュの中から候補地に適した法的及び物理的に除外されない地域を調査・検討した後に、狭域ネガティブマップ、狭域ポジティブマップを作成し、その重ね合わせにより候補地域を選定する。ここでは1次選定で選定された10メッシュ内の土地に対してマップの重ね合わせから5箇所程度の候補地を抽出する。

2次選定実施手順は、図1-1-1のとおりである。

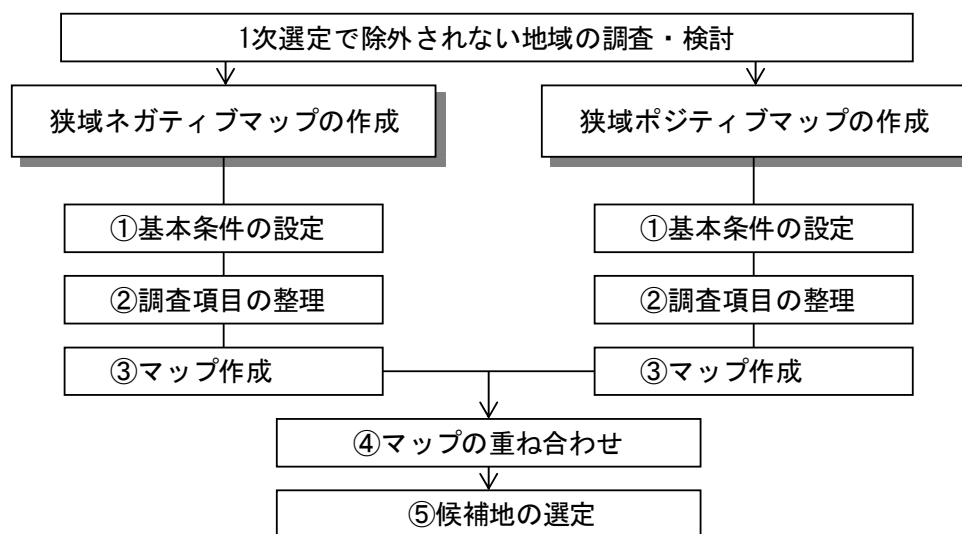


図1-1-1 2次選定実施手順

第2節 狭域ネガティブマップ

1. 基本条件

狭域ネガティブマップの作成においては、住宅・文化・教育・福祉・医療・保健施設、観光施設等を踏まえて、次の3項目を候補地選定の基本条件とする。

(1) 住宅から一定距離以内にある地域は候補地から除外

良好な住環境が形成されている地域に配慮し、住宅から半径100m以内の地域は候補地から除外する。なお、半径100m以内は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」を準用した。

(2) 文化・教育・福祉・医療・保健施設から一定距離以内にある地域は候補地から除外

文化・教育・福祉・医療・保健施設が整備されている地域に配慮し、これらの施設から半径100m以内の地域は候補地から除外する。なお、半径100m以内は(1)と同様に「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」を準用した。

(3) 観光施設から一定距離以内にある地域は候補地から除外

観光客が集う観光地から半径1km以内の地域は候補地から除外する。なお、ここでいう半径1kmとは、一般的な徒歩の移動圏(15分程度)から設定したものである。

2. 調査項目の整理

基本条件に基づいて狭域ネガティブマップを作成するための調査項目を表1-2-1に示す。

表1-2-1 狭域ネガティブマップの調査項目

条件項目	備考
住宅から 100m以上離れること。	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集（平成 28 年 3 月 15 日）」の「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」に、「中間処理施設及び再生利用施設」は「学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね 100m以上であること。」とあるため、その基準に準じるものとして、採用した。
文化・教育・福祉・医療・保健施設から 100m以上離れること。	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集（平成 28 年 3 月 15 日）」の「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」に、「中間処理施設及び再生利用施設」は「学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね 100メートル以上であること。」とあるため、その基準を採用した。
観光施設から 1km 以上離れること	観光客が集う観光地から半径 1 km 以内の地域は候補地から除外する。 なお、ここで言う半径 1 km とは、一般的な徒歩の移動圏（15 分程度）から設定した。

3. 狭域ネガティブマップの作成

設定した調査項目に基づき、本地域の地図（1 次選定除外地域を記載したもの）に汚泥再生処理センターの建設候補地として適さない情報を色塗りし、狭域ネガティブマップを作成した結果は図 1-2-1 に示すとおりである。

(1) メッシュ 56

メッシュ南東に観光施設及び文化施設があり、また、メッシュ中央部から東部にかけて住宅が存在している。なお、メッシュ西部は館山市である。

(2) メッシュ 57

メッシュ南西部及びメッシュ中央部、南東部の谷間の平地に住宅が存在している。なお、メッシュ北部は鳥獣保護区である。

(3) メッシュ 66

メッシュ東部中央に学校、文化施設及び福祉・保健施設等が多数存在し、また、メッシュ中央部から北東部にかけて住宅が存在している。なお、メッシュ西部は館山市である。

(4) メッシュ 67

県道 296 号線沿い、メッシュ北東部の谷間の平地及び南東部農地内に住宅が存在している。なお、メッシュ南部は館山市である。

(5) メッシュ 68

メッシュ北西部及びメッシュ東部に住宅が存在している。なお、メッシュ南西部は館山市である。

(6) メッシュ 69

メッシュ中央部に文化施設等が多数存在し、また、メッシュ中央部から北東部にかけて住宅が存在している。なお、メッシュ内の住宅が存在しない場所は、大半が農地である。

(7) メッシュ 72

メッシュ北部中央及び北東部に住宅が存在している。なお、本メッシュは北東部のみが本市であり、北東部以外は館山市である。

(8) メッシュ 73

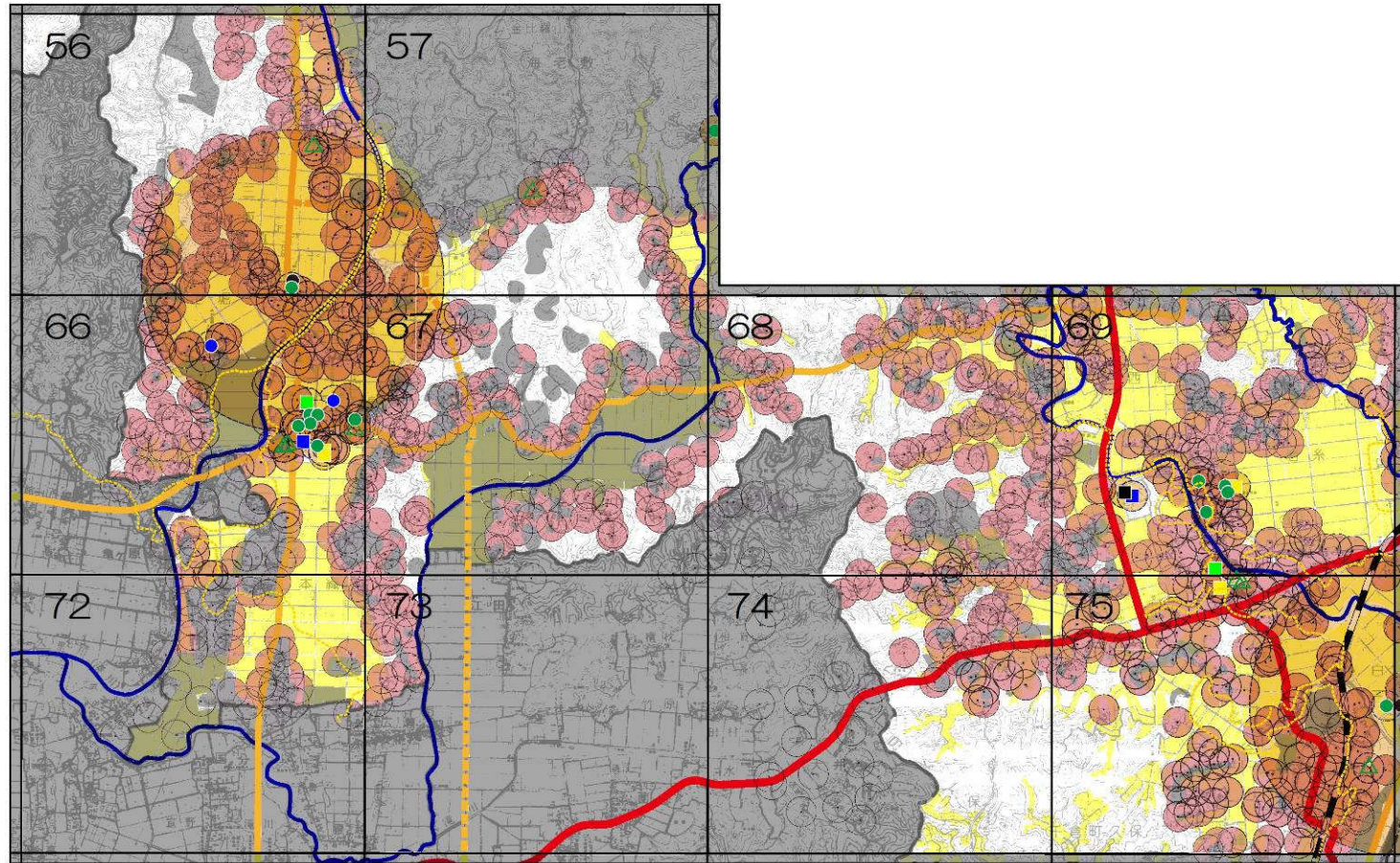
メッシュ北西部に住宅が存在している。なお、本メッシュは北西部のみが本市であり、北西部以外は館山市である。

(9) メッシュ 74

メッシュ北東部に住宅が存在している。なお、メッシュ西部は館山市である。

(10) メッシュ 75

国道 128 号及び国道 410 号沿いに住宅が存在している。



- ネガティブマップ関係
- 凡例 (回避すべき地域)
- 文化施設
 - 福祉・保健施設
 - 幼稚園・保育園
 - 小学校
 - 中学校
 - 学校施設 (給食センター)
 - △ 医療施設
 - 観光施設
 - 施設から半径 100m 範囲
 - (観光施設は半径 1km 範囲)
 - 住宅から半径 100m 範囲
 - 海拔 15m ライン
 - 農用地区域
 - 一次選定除外エリア

- 凡例 (交通)
- 行政界
 - 高速道路
 - 国道
 - 県道
 - 安房グリーンライン
 - 鉄道



0 1 2 3 km

図1-2-1 狭域ネガティブマップ

第3節 狭域ポジティブマップ

1. 基本条件

狭域ポジティブマップの作成においては、次の2項目の両方を満足する地域を候補地選定の基本条件とする。

(1) 主要道路からの距離が短い地域を優先的に選定

候補地選定にあたっては、施設からできるだけ短い距離で主要道路へ接続できる地域を選定することが重要となります。したがって、本調査においては、主要道路（国道、県道、安房グリーンライン）からの距離が一定距離以内（500m）にある地域を優先的に選定する。

(2) 主要河川からの距離が短い地域を優先的に選定

整備する処理施設からは、処理水を公共用水域へ放流水する必要があるため、候補地選定にあたっては、施設からできるだけ短い距離で河川等に放流できることが、施設整備及び維持管理上優位となる。したがって、本調査においては、二級河川からの距離が一定距離以内（500m）にある地域を優先的に選定する。

2. 調査項目の整理

基本条件に基づいて狭域ポジティブマップを作成するための調査項目を表1-3-1に示す。

表1-3-1 狭域ポジティブマップの調査項目

条件項目	備考
主要道路（国道、県道、安房グリーンライン）から 500mの範囲であること。	施設を建設する上で、主要道路から距離は、搬入道路の建設期間、建設コスト等に影響する重要な条件である。そのため、今回は主要道路（国道、県道、安房グリーンライン）から 500m 以内の範囲を候補地とする。
二級河川から 500mの範囲であること。	し尿処理施設を建設する上で、放流先の確保は重要である。そのため、今回は放流管の施工等を考慮し、二級河川から 500m 以内の範囲を候補地とする。

3. 狭域ポジティブマップの作成

設定した調査項目に基づき、本地域の地図（1次選定除外地域を記載したもの）に表 1-3-1 の項目を色塗りし、狭域ポジティブマップを作成する。

その結果、図 1-3-1 に示すとおり、主要道路、河川を考慮し、汚泥再生処理センターの建設において立地が望ましい地域は、次のとおりである。

(1) メッシュ 56、メッシュ 72

県道 88 号線及び平久里川に近接する地域が選定される。

(2) メッシュ 57

安房グリーンライン及び平久里川に近接する地域が選定される。

(3) メッシュ 66

県道 88 号線、県道 296 号線及び平久里川に近接する地域が選定される。

(4) メッシュ 67

県道 296 号線、安房グリーンライン及び平久里川に近接する地域が選定される。

(5) メッシュ 68

県道 296 号線、山名川及び丸山川に近接する地域が選定される。

(6) メッシュ 69、メッシュ 75

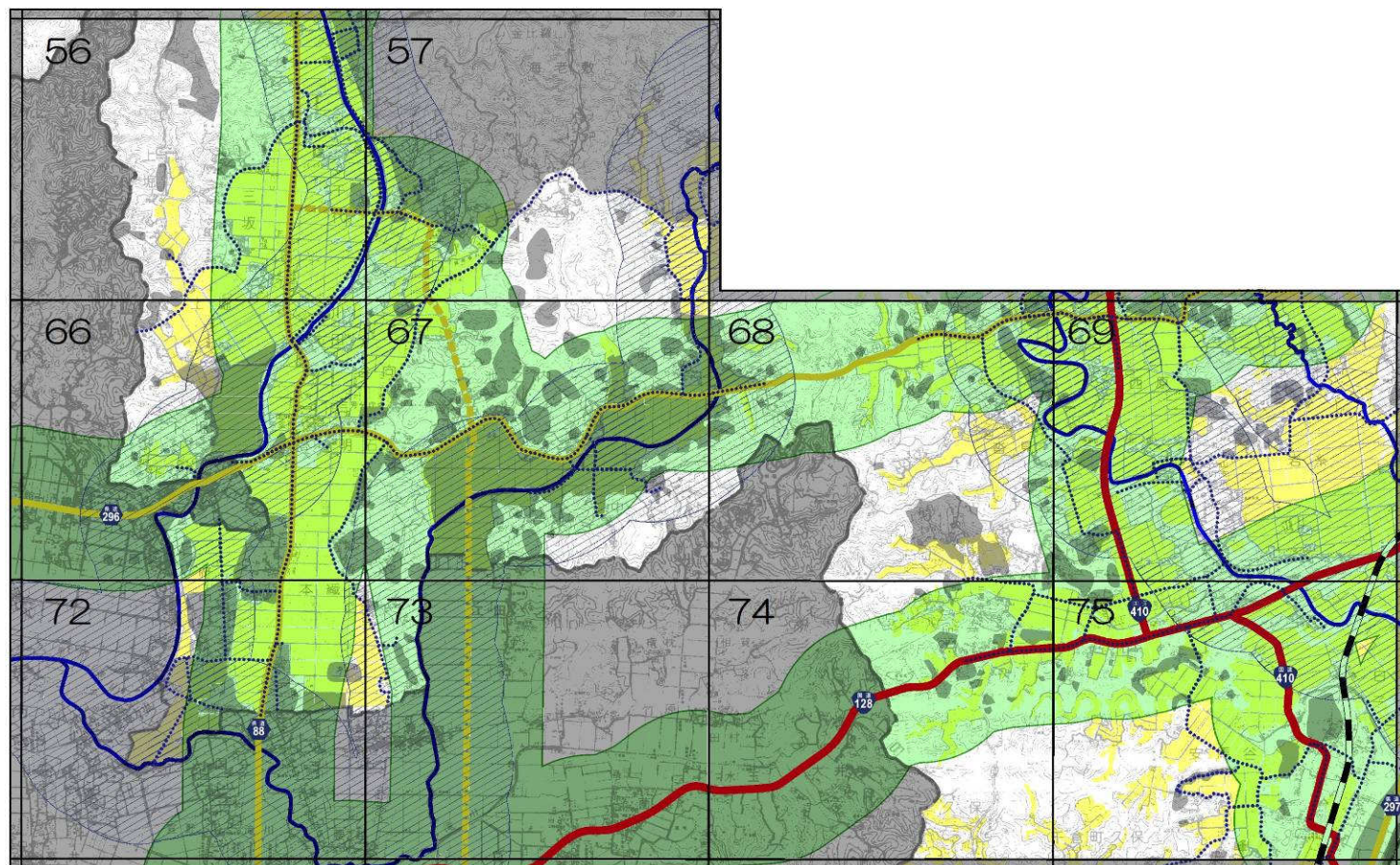
国道 128 号、国道 410 号及び丸山川に近接する地域と、県道 296 号線及び温石川に近接する地域が選定される。

(7) メッシュ 73

国道 128 号、安房グリーンライン及び山名川に近接する地域が選定される。

(8) メッシュ 74

条件に該当する場所はない。



ポジティブマップ関係

- 主要道路から500m範囲
- 主要河川(2級)
- 主要河川(2級)から500m範囲
- 上水道

- 農用地区域
- 一次選定除外エリア

凡例(交通)

- 行政界
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 安房グリーンライン
- 鉄道

図1-3-1 狭域ポジティブマップ

第4節 狭域ネガティブマップと狭域ポジティブマップの重ね合わせ

狭域ネガティブマップ（図 1-2-1）と、狭域ポジティブマップ（図 1-3-1）を重ね合わせたものを図 1-4-1 に示す。

重ね合わせの結果、メッシュ 66、メッシュ 67、メッシュ 68、メッシュ 69、メッシュ 73 に建設可能な地域が見られる。

次節においては、これらの地域の中から候補エリアを抽出する。

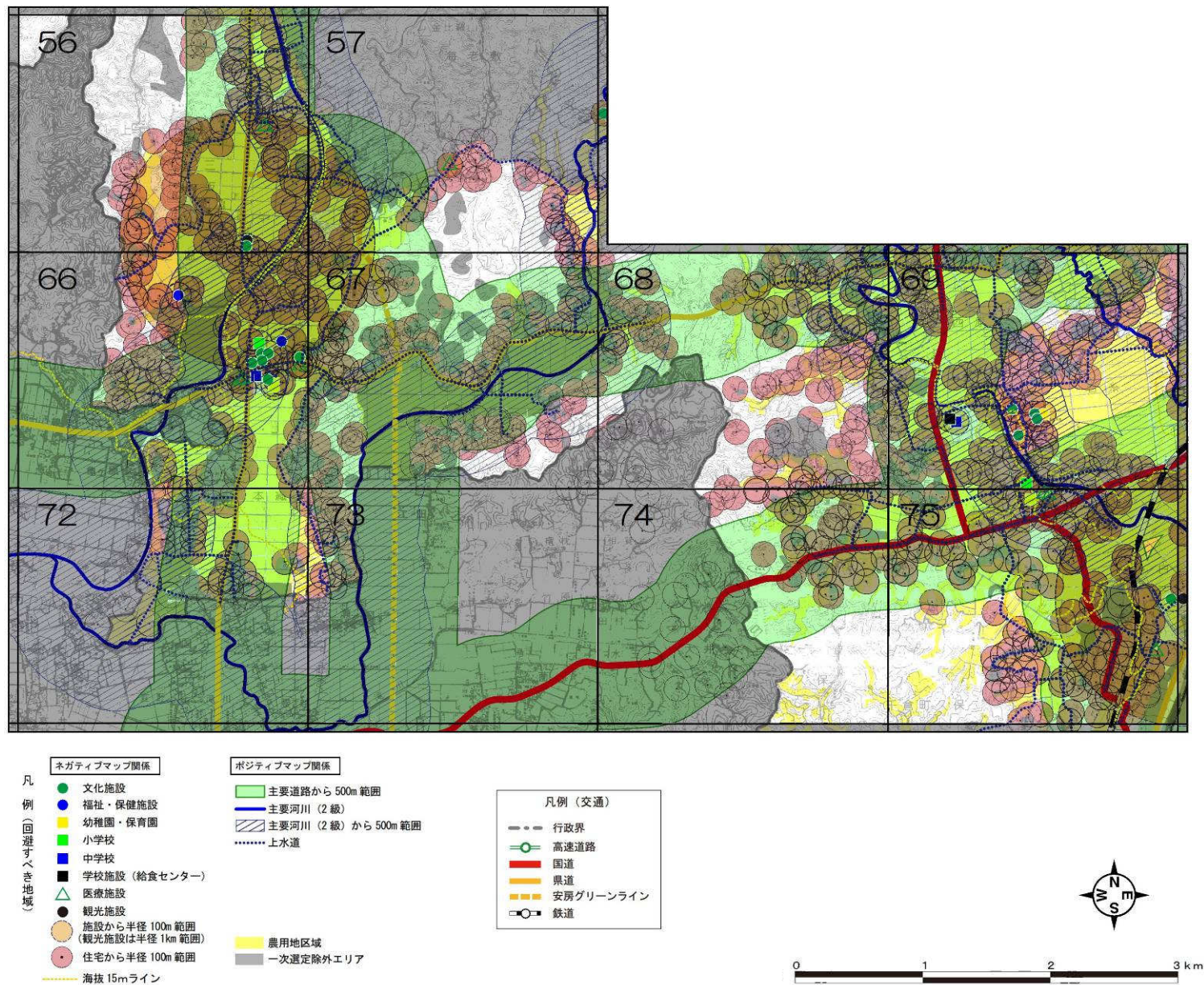


図1-4-1 狭域ネガティブマップと狭域ポジティブマップの重ね合わせ

第5節 候補エリアの抽出

狭域ネガティブマップと狭域ポジティブマップの重ね合わせ（図 1-4-1）の中から、候補エリアを抽出するに当たっては、約 10,000m²以上の面積が確保できる土地を抽出することとする。

候補エリアを抽出したものを資料 1-2 に示す。

第6節 候補エリアからの候補地の選定

第 5 節で抽出したエリアの中から、具体的な施設立地が想定できる約 10,000m²の候補地を選定する。

なお、候補地は基本的に道路に接していることを前提として選定する。